

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市大野原町萩原土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成27年7月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	齋藤 律男	観音寺市大野原町萩原267番地	平成27年6月30日
〃	齋藤 眞克	〃 〃 〃 978番地1	〃
〃	清水 勤誌郎	〃 〃 〃 2759番地	〃
〃	齋藤 守	〃 〃 〃 233番地1	〃
〃	山下 輝次	〃 〃 〃 507番地	〃
監 事	齋藤 徳夫	〃 〃 〃 269番地2	〃
〃	清水 清昭	〃 〃 〃 2491番地2	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	齋藤 律男	観音寺市大野原町萩原267番地	平成27年7月1日
〃	山下 周一	〃 〃 〃 994番地1	〃
〃	清水 勤誌郎	〃 〃 〃 2759番地	〃
〃	齋藤 守	〃 〃 〃 233番地1	〃
〃	齋藤 徳夫	〃 〃 〃 269番地2	〃
監 事	清水 清昭	〃 〃 〃 2491番地2	〃
〃	横山 孝志	〃 〃 〃 419番地	〃